

# 国民年金

## 配偶者の退職(失業)により 第3号被保険者の資格を失ったとき



サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第3号被保険者」として、国民年金に加入していますが、配偶者が退職(失業)して失職すると、夫婦ともに市区町村役場で国民年金の「第1号被保険者」になるための手続きを行い、お一人、月額14,660円の保険料を納めることになります。

※第1号被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方に限られます。

### 前納のお勧め

国民年金には、1年分または6カ月分など、定められた月数分について、保険料を前納すると割引になる制度があります。

退職(失業)された方について、夫婦お二人で国民年金の保険料を納めるのは大変ですが、ある程度の蓄えがある方には、将来の老齢基礎年金の年金額の減額を防ぐために、前納制度を利用することをお勧めします。

前納の割引率は、最大で年2.1%(口座振替で平成21年度の1年分の保険料を前納した場合の実績)となっています。

※平成22年度の1年分の保険料の前納額等は、平成22年2月の下旬までに公表される予定です。

### 退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、市区町村役場に申請して、認められれば保険料の納付を免除される制度があります。この申請免除には所得制限があり、申請者本人はもちろん世帯全員の前年の所得が審査の対象となりますが、特に、配偶者が免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した場合は、「特例免除」といって、退職した配偶者本人の所得の状況を除外して審査が行われますので所得制限の審査のハードルが低くなります。

免除制度を利用すると、①免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②免除された期間は老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。③万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときに、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取ることができる場合の受給資格期間に算入されます。

※その他、免除制度、前納制度等の詳細については、市区町村役場または社会保険事務所にお問い合わせください。

### 仙北市の医療費(7月診療分)

#### ●国保

世帯数	5, 349戸
被保険者数	10, 023人
総医療費	18, 135万8千円
1人あたり医療費	18, 094円

#### ●福祉医療

受給者	3, 263人
個人負担への助成額	1, 675万7千円
1人あたり助成額	5, 135円

#### ●後期高齢者医療被保険者数

9月1日現在	5, 571人
--------	---------